

第 3 準備書面

令和 4 年 8 月 29 日

京都府労働委員会 御中

被申立人 特定非営利活動法人京都暮らし応援ネットワーク
代表理事 藤 喬

被申立人は、令和 3 年 9 月 15 日付け第 2 準備書面及び令和 3 年 10 月 4 日付け第 3 準備書面における申立人の主張に対し、以下のとおり、反論する。

第 1 第 2 準備書面について

被申立人は、申立人から解決案を求められたのに対して、被申立人の提案できる内容が従前どおりであることを繰り返し説明してきた。申立人は「新たな」解決案を求めたものではないと主張するが、被申立人として従業員に対する説明文案を示し、金銭の支払いには応じられないと伝えてきたにもかかわらず、団体交渉の申入れにおいて「謝罪と償い・解決への案としての金銭的補償の案（解決案）」を持ってくるよう要求しているのであり（甲 20）、「新たな」解決案を求めていることは明らかである。

第 2 第 3 準備書面について

1. 従業員への説明文書について

被申立人は、第 2 回団体交渉の場において、説明文書に一定の事実を提示したり、解決金を支払ったりするような内容を記述するとの約束はしていない。申立人が指摘する「甲 30・下線部（イ）、（ウ）、（オ）」のやり取りも、被申立人が文案を作成するにあたって組合側から指摘された点も検討することを了承したものにすぎず、文案に記載することを約束したものではない。このことは、藤代表理事が下線部（オ）の発言の直後に「理事会にかけてバツってなるかはわかりません。」と発言していること（甲 30・8 ページ）からも明らかであり、2021 年 3 月 17 日付けのメール（甲 15）においても指摘しているとおりである。

被申立人が示した文案の検討経過は、2021 年 9 月 21 日付け第 2 準備書面 1～2 ページにおいて説明したとおりであり、被申立人としては団体交渉におけるやり取りを踏まえて検討しており、誠実に対応している。

2. 出勤調整に関する謝罪について

藤代表理事が 2017 年の脳梗塞により記憶力の不安が生じていることはすでに説明したとおりである。藤代表理事が第 1 回団体交渉において「A さんに恐怖を与えたり、一方的に A さんが悪いかのように A さんが受け止められ

るようなことをしてきたということが、我々の行為によってそういうことがあったとしたら、謝ることについては、異はありません」と発言した点も、自らの過去の言動を明確に記憶していなかったため、事実確認を留保して回答したにすぎない。そして、団体交渉の後に過去のメールのやり取りなどを確認した結果、謝罪する必要性はないという認識に至ったのであり、時系列の先後を違えたものではない。

3. カンパの呼びかけとその報告について

カンパは個人の自由意志によるものであり、その呼びかけを約束したとしても、法人として一定の金銭支払いを約束する趣旨にはなり得ない。

4. 団体交渉の申し入れに対する回答について

申立人は、A氏が藤代表理事を被告として提起した損害賠償請求事件について、被告が法人ではなく個人であり、藤代表理事の個人としての行動に対する損害賠償の請求がされているのみであるから正当な理由にはならないなどと主張するが、詭弁である。

上記事件の訴状には、不法行為の内容の一部として、「7 第1回団体交渉及びその後の推移」、「9 第2回団体交渉及びその後の回答」という項目が設けられており、申立人と被申立人との間の団体交渉における対応が争点とされている。また、A氏が上記の訴訟において提出した2021年9月6日付け準備書面(1)では、「暮らし応援ネットワークが法人として意思決定をするために必要となる事実関係などの情報収集は、もっぱら被告を通じて行われていた」、「被告から暮らし応援ネットワークのハラスメント委員会や理事会への情報伝達が不適切であったために、事実誤認に基づき原告に対する懲戒処分を検討通告が決定された」などと主張しており、法人の代表理事としての言動を問題としていることは明らかである。

いずれにしても第2準備書面で述べたとおり申立人が不当労働行為として訴えた労働委員会及び上記訴訟に「係争」の場合は移っており、申立人側と交渉により解決に至る新たな材料はないと考えている。

第3 従前の話し合いの経緯について

H氏とA氏との間のコンフリクトについては、当初、当事者を交えた話し合いによる解決が試みられており、A氏はH氏の想いを本人から直接聞いている。具体的には、2020年4月29日、H氏、A氏、T氏、小松理事の4名が集まって話し合いを行った。T氏は、A氏が親しくしていた人物であり、申立人の執行委員の一人でもあるとともに、先般の立会団交に参加していた人物でもある。上記4月29日の話し合いの翌日、T氏とA

氏との間でやり取りがされ、A氏はT氏に対して「Hさんにプレッシャーをかけてしまったことはおわびしたい」、「昨日ははっきりと認識できた」、「ハラスメント加害者だと思っています」、「自分の業務は減らしたいです」と述べていたのである（乙9）。

その後、A氏はH氏とのコンフリクトに関する態度を翻しており、その言い分をそのまま信用することはできないところ、申立人は執行委員であるT

氏を通じて上記経緯を認識しているはずであるにもかかわらず、強硬な交渉態度に終始しており、誠意のある対応とは言いがたい。

第4 求釈明に対する回答について

被申立人が第2準備書面「1 従業員への説明文書について」の文末で言及したH氏の「基本的人権」とは、人格権、主にはプライバシー権である。

以上